

第48回奈良県高齢者美術展出品規定

1 出品規格

(1) 日本画

- ① 水墨画を含む
- ② 10号(53.0 cm×33.3 cm)以上、50号(116.7 cm×116.7 cm)以内とする
- ③ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については額装の幅(マットを含む)は6 cmとする。

(2) 洋画

- ① 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画とする。
- ② 10号以上、50号以内とする(版画については、10号未満も可とする)
- ③ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については額装の幅(マットを含む)は6 cmとする。

(3) 書

- ① 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- ② 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5 m²以内とし、縦形式は一辺が242 cm、横形式は一辺が182 cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10 kg以内とする。
- ③ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39 cm×横30 cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- ④ 展示用の釈文をはがきサイズの用紙に記入し、添付すること。

(4) 工芸

- ① 陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、彫刻、その他とする。
- ② 立体作品は高さ60 cm以内とし、平面(壁面を含む)作品は50号以内とする。なお、30号以上の作品については、額装の幅(マットを含む)は6 cmとする。着物については大きさが立体作品の規格外になるため審査対象外となる。
- ③ 彫刻のサイズは高さ200 cm×幅100 cm×奥行100 cm以内とする。重量は200 kg以内とする。
- ④ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149 cm×横140 cm以内とする。
- ⑤ 完成後の写真を添付すること。

(5) 手芸

- ① 平面(壁面を含む)作品は50号(116.7 cm×116.7 cm)以内、立体作品は高さ60 cm以下とする。
- ② 容器などには、ガラス等の割れやすいものは不可とする。
- ③ 平面作品(タペストリー等)は、展示用にひも等をつける。
- ④ 完成後の写真を添付すること。

(6) 写真

- ① カラー、モノクロを問わない。
- ② 木製パネル仕立て又は額装とし、額装の場合、アクリルは可とし、ガラスは不可とする。
- ③ 長辺が50 cm以上、90 cm以内の単写真とする。
- ④ 使用機材は問わない。デジタル方式は銀塩プリント・インクジェットを問わない。デジタル合成は不可とする。

※注意

審査の結果、最優秀賞等に選考され第33回全国健康福祉祭(ねんりんピック岐阜大会)に出品する場合、奈良県高齢者美術展の規格と異なる箇所については、自費にて直していただきます。
・日本画・洋画・工芸・・・30号以上の額装作品は、額縁の幅(マットを含む)を6 cm以内に
・写真・・・額装の作品は木製パネル仕立てに

2 出品上の注意

- ① 作品は、月 日 () に へ提出して下さい。(各市町村が記入)
- ② 作品の部門は、日本画・洋画・工芸・書・手芸・写真の6部門に適切に出品してください。壁に掛ける作品には、必ず右図のように吊り紐を付けて下さい。釘類は不可とします
- ③ 出品票(第2号様式)に必要事項を記入のうえ、作品に貼付してください。
- ④ 出品規格外の作品は参考作品として取り扱います。

